

らない。

別表第一中「第十条、第十三条、第十六条、第十八条関係」を「第十条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十一条関係」に改める。

別表第二中「第三十二条関係」を「第三十五条関係」に改め、同表に次のように加える。

十五 法第二十七 条第四項（法第 三十一条の十二 第二項において 準用する場合を 含む。）又は第 三十一条の第二 四項（法第三十 一条の七第二項 及び第三十一条 の十七第二項に おいて準用する 場合を含む。） の規定に基づく 法第二十七条第 一項、第三十一 条の二第一項、 第三十一条の七 第一項、第三十 一条の十二第一	(一) 法第二条第六項又は第九項の営業を営もうとする場合 (二) 法第二条第七項第一号の営業を営もうとする場合で当該営業につき受付所を設けようとするとき。	一万千九百 円 三千四百円 と八千五百 円に受付所 の数を乗じ て得た額と の合計額 三千四百円
---	--	--

項又は第三十一 条の十七第一項 の届出書の提出 があった旨を記 載した書面の交 付を受けようと する者	(一) 法第二十七 条第四項（法第 三十一条の十二 第二項において 準用する場合を 含む。）又は第 三十一条の第二 四項（法第三十 一条の七第二項 及び第三十一条 の十七第二項に おいて準用する 場合を含む。） の規定に基づく 法第二十七条第 二項（法第三十 一条の十二第二 項において準用	(一) 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合 (二) その他の場合	千九百円と 八千五百円 に当該新設 に係る受付 所の数を乗 じて得た額 との合計額 千五百円
---	--	--	---

する場合を含む。 ）又は第三十一 条の二第二項（ 法第三十一条の 七第二項及び第 三十一条の十七 第二項において 準用する場合を 含む。）の届出 書の提出があっ た旨を記載した 書面の交付を受 けようとする者			
十七 法第二十七 条第四項（法第 三十一条の十二 第二項において 準用する場合を 含む。）又は第 三十一条の二第 四項（法第二十 一条の七第二項 及び第三十一条 の十七第二項に おいて準用する			
		千二百円	

場合を含む。） の規定に基づく 届出書の提出が あった旨を記載 した書面の再交 付を受けようと する者			
附 則 この条例は、平成十八年五月一日から施行する。 奈良県社会教育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成十八年三月二十八日 奈良県知事 柿 本 善 也 奈良県条例第四十九号 奈良県社会教育センター条例の一部を改正する条例 奈良県社会教育センター条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十五号）の一部を次のように改正する。 第八条の見出しを「（指定管理者の指定等）」に改め、同条中「公共的団体に委託する」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる」に改め、同条に次の三項を加える。 2 奈良県議会の議員、知事、副知事、出納長並びに地方自治法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）である法人は、主として社会教育センターの管理を行う指定管理者になることができな い。ただし、知事、副知事、出納長並びに同条第一項及び第二項に規定する委員会の			

委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百二十二条に規定するもの（県が出資しているものに限る。）については、この限りでない。

3 第一項の規定による指定を受けようとするものは、委員会が別に定める期日までに、教育委員会規則で定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

一 当該指定を受けようとする社会教育センターの管理に関する事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める書類

4 委員会は、前項の規定による提出があつたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

一 住民の平等な利用が確保されること。

二 施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営が行われるものであること。

三 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。

四 前三号に掲げるもののほか、委員会が社会教育センターの設置目的を達成するため必要と認める基準

第九条を第十二条とし、第八条の次に次の三条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第九条 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に従つて社会教育センターの管理を行わなければならない。

（指定管理者に行わせることができる業務の範囲等）

第十条 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 第三条に規定する使用の承認に関する業務

二 第四条の規定による使用の承認の取消し等に関する業務

三 社会教育センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務

四 社会教育センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

五 社会教育センターの利用の促進に関する業務

六 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

2 委員会は、前項の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとする。

（利用料金）

第十一条 第八条第一項の規定により社会教育センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、施設の使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、第六条に規定する使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

4 指定管理者は、知事の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、知事の定めるところにより、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表中「第三条、第六条関係」を「第三条、第六条、第十一条関係」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の奈良県社会教育センター条例（以下「改正前の条例」という。）第八条の規定は、平成十八年九月一日（同日前にこの条例による改正後の奈良県社会教育センター条例（以下「改正後の条例」という。）第八条第四項の規定により指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日）までの間は、なおその効

力を有する。 3 改正後の条例第八条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により教育委員会がした処分その他の行為は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者がした処分その他の行為とみなす。 4 改正後の条例第八条第四項の規定による指定の日前に改正前の条例の規定により教育委員会に対してされている申請その他の手続は、当該指定の日以後は、改正後の条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の手続とみなす。 奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成十八年三月二十八日 奈良県知事 柿 本 善 也 奈良県条例第五十号 奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例 奈良県立高等学校等設置条例(昭和三十一年十月奈良県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。 第三条中「同 明日香養護学校 高市郡明日香村」を「同 奈良養護学校 奈良市 奈良東養護学校成美学寮分校 同 奈良養護学校 奈良西養護学校 同 大淀養護学校」に、「同 奈良東養護学校成美学寮分校 同 奈良養護学校 奈良西養護学校 同 大淀養護学校」を「同 二階堂養護学校 天理市」に、「同 二階堂養護学校 天理市」を同 西和養護学校	
高市郡明日香村 同 大淀養護学校 北葛城郡上牧町 に改める。 吉野郡大淀町 「 附 則 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定中「同 奈良東養護学校成美学寮分校 同 奈良西養護学校 同 大淀養護学校」を「同 奈良東養護学校成美学寮分校 同 奈良西養護学校 同 大淀養護学校」に改める部分については、平成二十年四月一日から施行する。 奈良県老人休養ホーム条例を廃止する条例をここに公布する。 平成十八年三月二十八日 奈良県知事 柿 本 善 也 奈良県条例第五十一号 奈良県老人休養ホーム条例を廃止する条例 奈良県老人休養ホーム条例(昭和四十六年三月奈良県条例第四十五号)は、廃止する。 附 則 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。 奈良県健康づくりセンター条例を廃止する条例をここに公布する。 平成十八年三月二十八日 奈良県知事 柿 本 善 也 奈良県条例第五十二号 奈良県健康づくりセンター条例を廃止する条例 奈良県健康づくりセンター条例(平成二年三月奈良県条例第二十一号)は、廃止する。 附 則	

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による廃止前の奈良県健康づくりセンター条例
第六条の規定により支払わなければならない使用料等については、なお従前の例によ
る。

奈良県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例を廃止する条例をこ
こに公布する。

平成十八年三月二十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第五十三号

奈良県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例を廃止する条例

奈良県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年三月奈良
県条例第三十四号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による廃止前の奈良県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与
条例第二条に規定する修学奨励金（この条例の施行の日前に貸与することが決定され
たものに限る。）の貸与及び返還については、なお従前の例による。

奈良県退職手当平準化基金条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第五十四号

奈良県退職手当平準化基金条例

(設置)

第一条 奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和二十八年十月奈良県条例第四
十号）の規定による退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、将来にわたる県財
政の健全な運営に資するため、奈良県退職手当平準化基金（以下「基金」という。）
を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）
で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により
保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることがで
きる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、退職手当の支給に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定め
るところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利
率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県障害者介護給付費等不服審査会設置条例をここに公布する。
平成十八年三月二十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第五十五号

奈良県障害者介護給付費等不服審査会設置条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九十八条第一項及び第二項並びに第百四条の規定に基づき、奈良県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）の設置並びに組織及び運営に関して、法及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 知事は、法第九十七条第一項の審査請求の事件を取り扱わせるため、不服審査会を置く。

2 知事は、法第九十七条第一項の審査請求があつたときは、次の各号に該当する場合を除き、不服審査会に審査を求めなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- 二 その他知事が障害保健福祉に係る専門的な審査を要しないと認めるとき。

(組織)

第三条 不服審査会は、委員十人で組織する。

2 不服審査会は、委員のうちから会長が指名する五人をもって構成する合議体で審査請求の事件を取り扱う。

(関係人等の報酬)

第四条 法第百三条第一項の規定により出頭した関係人又は診断その他の調査をした医師その他知事の指定する者の報酬の額は、その手数及び技能の程度等を考慮して、そ

の都度知事が定める額とする。

(その他)

第五条 この条例に定めるもののほか、不服審査会に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

奈良県森林環境保全基金条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第五十六号

奈良県森林環境保全基金条例

(設置)

第一条 奈良県森林環境税条例（平成十七年三月奈良県条例第四十五号）の規定により加算された県民税を、その課税の趣旨に係る施策に要する費用に充てるため、奈良県森林環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 毎年度基金として積み立てる額は、奈良県森林環境税条例第二条及び第三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額の範囲内で、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

奈良県少年補導に関する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第五十七号

奈良県少年補導に関する条例

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 警察職員による不良行為少年の補導(第六条―第十一条)

第三章 少年補導員(第十二条―第二十二条)

第四章 雑則(第二十三条―第二十八条)

第五章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、不良行為少年の補導に関し、保護者及び県民の責務を明らかにするとともに、警察職員及び少年補導員の活動に関して必要な事項を定め、もって少年の非行の防止と保護を通じて少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「少年」とは、二十歳に満たない者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務がある者及び少年を現に監護する者をいう。

3 この条例において「警察職員」とは、警察官及び少年警察補導員(少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動に関し、専門的な知識及び技能を有する警察職員(警察官を除く。))のうちから警察本部長が命じた者をいう。

4 この条例において「不良行為」とは、次に掲げる少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある行為(刑法法令に触れるものを除く。)をいう。

一 満十九歳の者に係る次のいずれかに該当する行為

ア 未成年者喫煙禁止法(明治三十三年法律第三十三号)第一条の規定に違反してたばこ(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に規定する製造たばこをいう。以下同じ。)を喫し、又は自ら若しくは他の少年の喫煙に供する目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為

イ 未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十号)第一条第一項の規定に違反して酒類(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)を飲用し、又は自ら若しくは他の少年の飲用に供する目的で酒類を所持する行為

ウ 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)第七条の二の規定に違反して、勝者投票券を購入し、又は譲り受ける行為

エ 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三条の規定に違反して、売春をし、又はその相手方となる行為

オ 放置すれば暴行、脅迫、器物損壊その他の刑法法令に触れる暴力的な行為に発展するおそれのある粗暴な言動をする行為 カ 正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒その他の人の身体に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物品」という。）を所持する行為 キ 正当な理由がなく、他人に対し、金品の交付、貸与等を要求する行為 ク 同居者の金品を無断で持ち出す行為 ケ みだりに異性の身体に触れ、又は異性につきまとい、その他の他人に性的な不安を覚えさせるような行為 コ 暴走行為（自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定するものをいう。）又は原動機付自転車（同項第十号に規定するものをいう。）の運転に関し、同法第六十二条、第六十八条又は第七十一条第五号の三の規定に違反する行為その他の交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をいう。以下同じ。）をおおる行為 サ 催眠剤、鎮痛剤その他少年の心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物又は物質（以下「有害薬物等」という。）を濫用し、又は濫用する目的で有害薬物等を所持する行為 シ 正当な理由がなく、保護者に無断で生活の本拠を離れ、かつ、所在を知らせずに、生活する行為 ス 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定するものをいう。）、暴走族（集団的に、又は常習的に暴走行為をするおそれのある者をいう。）その他犯罪性のある者又は素行不良の者と交際する行為 二 満十八歳の者に係る次のいずれかに該当する行為 ア 前号アからスまでのいずれかに該当する行為 イ スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第九条の規定に違反して、スポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受ける行為	
	三 十八歳に満たない者に係る次のいずれかに該当する行為 ア 第一号アからスまでのいずれかに該当する行為又は前号イに該当する行為 イ 正当な理由がなく、風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項各号に規定するものをいう。昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項各号に規定するものをいう。）の営業所、有害興行（奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）第二十条第一項の規定により指定された興行をいう。）に係る興行場その他法律又は条例の規定により十八歳に満たない者を立ち入らせることが制限されている施設に立ち入る行為 ウ 無店舗型性風俗特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第七項各号に規定するものをいう。以下同じ。）、金属くず業（奈良県金属くず営業条例（昭和三十一年四月奈良県条例第二十号）第二条第二号に規定するものをいう。）その他法律又は条例の規定により十八歳に満たない者を客とすることが制限されている営業において、当該制限に違反することとなるような形態で客となる行為 エ 自ら進んで、無店舗型性風俗特殊営業に係る客に接する業務、利用カード（奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和五十九年十二月奈良県条例第十一号）第二十二条第一項に規定するものをいう。）の販売に係る業務その他法律又は条例の規定により十八歳に満たない者を従事させることが制限されている業務に従事する行為 オ 自ら進んで児童買春（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第二項に規定するものをいう。）の相手方となり、その他少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある性交又は性交類似行為をする行為 カ インターネット異性紹介事業（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第二条第二号に規定するものをいう。）を利用する行為

キ 自ら進んで、インターネットを利用して、全部又は一部が奈良県青少年の健全育成に関する条例第十八条第一項各号のいずれかに該当すると認められる情報を閲覧し、視聴し、又は聴取する行為

ク 正当な理由がなく、有害図書類（奈良県青少年の健全育成に関する条例第二十条第一項の規定により指定された図書類又は同条第二項の規定に該当する図書類をいう。以下同じ。）及び有害がん具刃物類（同条例第二十二条第一項の規定により指定されたがん具刃物類をいう。以下同じ。）を所持する行為

ケ 自ら進んで入れ墨を受ける行為

コ 他人を中傷するような情報を、インターネットを利用して他人が閲覧することができる状態に置き、又は電子メールを利用して他人に送信する行為

サ 正当な理由がなく、深夜（午後十一時から翌日の午前四時までの間をいう。）に徘徊する行為

シ 正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為

ス 正当な理由がなく、義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。）を欠席し、又は早退し、若しくは遅刻して、徘徊をし、又は生活の本拠を離れて遊技若しくは遊興をする行為

5 この条例において「不良行為少年」とは、不良行為を行う少年をいう。

（保護者の責務）
第三条 保護者は、その監護に係る少年が不良行為を行わないよう適切な指導及び監督を行わなければならない。

（県民の責務）

第四条 県民（少年を除く。）は、不良行為少年を発見したときは、当該少年にその行為を止めさせるため必要な注意、助言又は指導を行うとともに、必要に応じ、保護者、学校（学校教育法第一条に規定するものをいう。以下同じ。）の管理者又は職員（以下「学校関係者」という。））、警察職員その他少年の保護に関する職務を行う者に通

報するよう努めるものとする。

（適用上の注意）

第五条 この条例の適用に当たっては、県民及び滞在者の自由と権利を不当に制限しないよう留意しなければならない。

2 この条例の規定による警察職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二章 警察職員による不良行為少年の補導

（警察職員による補導）

第六条 警察職員が不良行為少年に対して行う補導は、本章に定めるところにより行うものとする。

2 警察職員は、不良行為少年の補導を行うに当たっては、常に少年の健全な育成を期することを念頭に置いて行わなければならない。

3 警察職員は、不良行為少年の補導を行うに当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（注意、助言、指導等）

第七条 警察職員は、不良行為少年を発見したときは、当該少年に対し、不良行為を行わないよう注意を行うとともに、その後の非行を防止するため必要な助言又は指導を行うものとする。

2 警察職員は、前項の規定による措置をとるため必要な限度において、不良行為少年と認められる者の年令を確認し、その者が不良行為少年であると判明したときは、当該少年に対し、本人及び保護者の氏名及び住所、学校又は職場の名称及び所在地その他必要な事項を質問することができる。

3 警察職員は、街頭その他の場所において、不良行為少年に対して第一項の規定による助言若しくは指導又は前項の規定による質問を行うことが当該少年に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、助言若しくは指導又は質問を行うため、その者に付近の警察施設に同行することを求めることができる。

(少年の所持する物件の一時保管等)

第八条 警察職員は、少年が酒類、たばこ若しくは喫煙具、有害薬物等若しくは危険物品を所持し、又は十八歳に満たない者が有害図書類若しくは有害がん具刃物類を所持している場合には、当該少年に対し、当該物件の任意の提出を求めてこれを一時的に保管し、又は当該物件を自ら廃棄することを促すことができる。

2 警察職員は、前項の規定により少年から提出を受けて物件を保管したときは、速やかに、その保管に係る物件を保管した場所を管轄する警察署長（以下この条において「所轄警察署長」という。）に引き継がなければならない。この場合において、所轄警察署長は、当該物件を保管しなければならない。

3 前項の規定により引継ぎを受けた所轄警察署長は、速やかに保護者又は当該物件について権利を有する者（その者が当該物件を所持することにより、第一項の規定による措置の対象となることとなる少年である場合にあつては、その者の保護者とする。次項において同じ。）に当該物件を引き取るべき旨を通知しなければならない。

4 所轄警察署長は、前項の当該物件について権利を有する者を知ることができなとき、又はその者の所在を知ることができなときは、公安委員会規則で定める事項を公告しなければならない。

5 第三項の規定による通知の日又は前項の公告の日から起算して六月を経過してもなお当該物件を返還することができなときは、当該物件の所有権は、県に帰属する。

6 本条の規定による保管及び返還の手続については、公安委員会規則で定める。
(不良行為少年の一時保護)

第九条 警察職員は、第二条第四項第一号シ又は同項第三号サ若しくはシの不良行為に係る不良行為少年（同項第一号シの不良行為にあつては、十八歳に満たない者に限る。）を発見した場合において、そのまま放置すれば少年の健全な育成に重大な障害が生じるおそれがあると認めるときは、直ちに、その旨を当該少年を発見した場所を管轄する警察署長に報告しなければならない。ただし、当該少年が警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）第三条第一項又は酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為

の防止等に関する法律（昭和三十六年法律第百三号）第三条第一項の規定により保護をしなければならない者であるときは、この限りでない。

2 前項の規定による報告を受けた警察署長は、速やかにその旨を保護者に連絡し、当該少年の引き取りを求めなければならない。

3 警察署長は、前項の規定による措置を講ずる場合において、保護者に連絡をとることができなとき、又は保護者が当該少年を速やかに引き取ることができなと認めるときは、保護者又は少年の保護に関して権限のある機関に引き渡すまでの間、当該少年の同意（当該少年が十六歳に満たない者である場合にあつては、当該少年の同意又は保護者からの依頼）を受けて、当該少年を警察施設において一時的に保護することができる。

4 前項の規定による保護は、十二時間を超えてはならない。
(保護者等への連絡)

第十条 警察職員は、不良行為少年を補導したときは、この条例に特別の定めがある場合のほか、当該少年の保護者にその旨を連絡するものとする。

2 警察職員は、補導した不良行為少年が学校に在籍する者である場合において、少年の非行を防止するため学校における教育上の措置が必要であると認めるときは、当該学校の学校関係者に当該少年を補導した旨を連絡するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、警察職員は、不良行為少年を補導した場合において、少年の非行を防止するため特に必要であると認めるときは、雇用主その他の当該少年の関係者に当該少年を補導した旨を連絡するものとする。

(非行少年等を発見した場合の措置)

第十一条 警察職員は、不良行為少年を補導した場合において、当該少年が非行少年（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項各号のいずれかに該当する少年をいう。）又は要保護児童（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三に規定する児童をいう。）であることが判明したときは、少年法、児童福祉法その他の法令に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。